

議事録

第 17 期名護市農業委員会
第 25 回 総 会

令和 4 年 9 月 29 日 (月)

名護市農業委員会 第25回総会

開催日時 令和4年9月29日（木）午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	◎
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 熱	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	○	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	×
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	×	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第148号 農地転用事業計画変更承認申請について

第149号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第150号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第151号 農用地利用集積計画の意見決定について

第152号 非農地証明願いについて

報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は9番、10番の委員を指名しますので、よろしくお願いします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第25回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第147号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 整理番号1番 農用内、面積1,283m²(4筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はミカン。

整理番号2番 農用内、面積7,030m²(3筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者3名、主従事日数200日。計画作物はコーヒー。

整理番号3番 農用内、面積10,469m²(2筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者3名、主従事日数250日。計画作物はマンゴー。

整理番号4番 農用内、面積4,279m²。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数150日。計画作物はミカン。

整理番号5番 農用外、面積331m²。新規就農のための無償移転。従事者2名、主従事日数220日。計画作物はシークアーサー。こちらは農地法第3条整理番号6番と同時申請となっています。

整理番号6番 農用内、面積5,015m²(2筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者2名、主従事日数は220日。予定作物はシークアーサー。こちらは農地法第3条整理番号5番と同時申請となっています。

整理番号7番 農用内、面積905m²。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数は250日。予定作物はサトウキビ。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 148 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 532 m²。当初転用計画は、一般住宅。土地を有効活用するための建売住宅としての申請。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。農地法第 5 条整理番号 1 番と同時申請となっています。

整理番号 2 番 農用外、面積 382 m²。当初転用計画は一般住宅。土地を有効活用するための一般住宅での申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2ha となっております。農地法第 5 条整理番号 9 番と同時申請となっています。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 149 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 380 m²。一般住宅での申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)、農地法第 4 条整理番号 2 番と同時申請となっています。

整理番号 2 番 農振外、面積 531.67 m²のうち 49.82 m²。進入路での申請。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 1 番と同時申請となっています。

整理番号 3 番 農振外、面積 499 m²(2 筆合計)。一般住宅の申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 4 番と同時申請となっています。

整理番号 4 番 農用外、面積 378 m²のうち 18.90 m²。進入路での申請。農地区分は第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)。農地法第 4 条整理番号 3 番と同時申請となっています。

整理番号 5 番 農用外、面積 347 m²(2 筆合計)。駐車場での申請。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。

- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議無し。

(第 150 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

- 事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 532 m²(2 筆合計)。建売住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)、事業計画変更整理番号 1 番と同時申請となっています。
- 整理番号 2 番 農用外、面積 345 m²(2 筆合計)。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)となっております。
- 整理番号 3 番 農用外、面積 298 m²。貸駐車場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。農地法第 5 条整理番号 4 番と同時申請となっています。
- 整理番号 4 番 農用外、面積 91 m²。貸し駐車場としての所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 ha となっております。農地法第 5 条整理番号 3 番と同時申請となっています。
- 整理番号 5 番 農振外、面積 409 m²。宅地造成での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(準住居地域) となっています。
- 整理番号 6 番 農用外、面積 2,344 m²。貸し駐車場及びリサイクル物資保管場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 1ha となっております。
- 整理番号 7 番 農用外、面積 721 m²。農業用施設での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(農業用施設) となっております。
- 整理番号 8 番 農用外、面積 214 m²。農業用施設での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(農業用施設) となっております。
- 整理番号 9 番 農用外、面積 382 m²。一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 2ha となっております。

- 事務局 整理番号 10 番 農用外、面積 4,625 m²。宿泊施設での所有権移転。
農地区分は第 2 種農地（その他）、一団農地は 4.1ha となっております。
- 委員 整理番号 10 番について、配置図にある駐車場の台数では足りないので
はないか。
- 事務局 駐車場につきましては、申請地にある駐車場とは別で、建設予定地から
徒歩 9 分、約 800m 離れた場所に賃貸を予定しています。
- 委員 800m も離れている駐車場を宿泊客が実際に利用する見込みは低いと言
わざるを得ない。また、駐車場についてはあくまで賃貸の予定であって、
契約を結ぶのはこれからであり、確実に利用できるとは言い切れない。
以上のことから、本件については否決すべきではないか。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が
無いようなので、当該案件について整理番号 10 番以外を可決としても
よろしいでしょうか。
- 委員 異議無し。

（第 151 号 農用地利用集積計画の意見決定について）

- 事務局 令和 4 年 9 月 26 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地
利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人
8 名。譲受人 7 名。設定筆数 24 筆、面積 39,773 m²。内 賃借権 22 筆、使
用貸借権 2 筆となっています。
- 整理番号 1 番～2 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における
沖縄県農業振興公社の借り入れ。
- 整理番号 3 番～5 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における
沖縄県農業振興公社の借り入れ。
- 整理番号 6 番～9 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県
農業振興公社の借り入れ。

事務局 整理番号 10 番～14 番 4 年 6 ヶ月の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の貸し出し。整理番号 1 番～5 番との関連。予定作物はサトウキビ。

整理番号 15 番～18 番 5 年の賃借権。農地中間管理事業における沖縄県農業振興公社の貸し出し。整理番号 6 番～9 番との関連。予定作物はカボチャ。

整理番号 19 番 5 年の賃借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 110 日。

整理番号 20 番 5 年の使用貸借権。予定作物はアロエ、島ラッキョウ、観葉植物。稼働日数は 150 日。

整理番号 21 番～23 番 2 年の賃借権。予定作物はハーブ、野菜。稼働日数は 150 日。

整理番号 24 番 5 年の使用貸借権。予定作物はマンゴー。稼働日数は 250 日。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 152 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用外、面積 1,024 m²(2 筆合計)。当該地は 20 年以上農地として耕作されておらず山林化しているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 8.79 m²。当該地は現況が雑種地となっており、30 年以上農地として耕作されておらず、農地としての利用は困難な場所であるため、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用外、面積 19 m²。当該地は道路工事により分断された残地であり、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農用外、面積 9.79 m²。当該地は道路工事により分断された残地であり、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

事務局 整理番号 5 番 農用外、面積 66 m²。当該地は 30 年以上前から居宅の一部として利用されている土地で、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用外、面積 4,376 m²。当該地は 20 年以上農地として耕作されておらず山林化しているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 農用外、面積 937 m²(3 筆合計)。当該地は 20 年以上利用されておらず近隣住民の進入道路となっているため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 3 条の取消し願いについて)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 10,469 m²(2 筆合計)。売買契約の不成立による取下げ。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 25 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会會議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印
署名委員 宮城 政喜 印
署名委員 比嘉 晴 印